

公益財団法人 福島県交通遺児奨学基金協会

事業のご案内

財団の概要

本協会は、交通事故の災禍により父母等の保護者を失った、福島県内に居住する児童・生徒（小・中学生、高校生）の健全な育成に寄与することを目的に、昭和59年に設立されました。

設立以来、多くのみなさまからの寄附金を基にして、奨学金の支給など、交通遺児等の健やかな成長と勉学の励みとなる各種事業を行っております。

今後とも、事業内容の一層の充実に努め、不幸にして交通遺児等になられた方々の成長を応援してまいります。



支援対象者

県内に在住する、学校教育法第1条に規定する学校（小学校、義務教育学校、特別支援学校、中等教育学校及び高等専門学校）並びに学校教育法第124条に規定する専修学校（高等課程）に在学する者で、かつ満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満18歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者並びに小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部への翌年度入学予定者で、次のいずれかに該当する方。

(1) 父母（養父母も含む）又はそのいずれかが交通事故により亡くなられた方

※ただし、次の場合は該当となりません。

- 1 父又は母が交通遺児を伴って再婚しているとき
（事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。）
- 2 父母の死後、養子縁組により養父母がいるとき
（事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。）

(2) 父母の死後、三親等内の親族に扶養されていた者で、その親族が交通事故により亡くなられた方。

(3) 父母若しくはそのいずれか、又は父母が亡くなった後扶養していた三親等以内の親族が、交通事故により重度の後遺障がいを負い、その後遺障がいの程度が自動車損害賠償保障法施行令別表第一の第1級から第2級又は別表第二の第1級から第3級に該当し、現に扶養関係のある方。

※ご不明な点があれば、事務局にお問い合わせください。

奨学金支給までの流れ

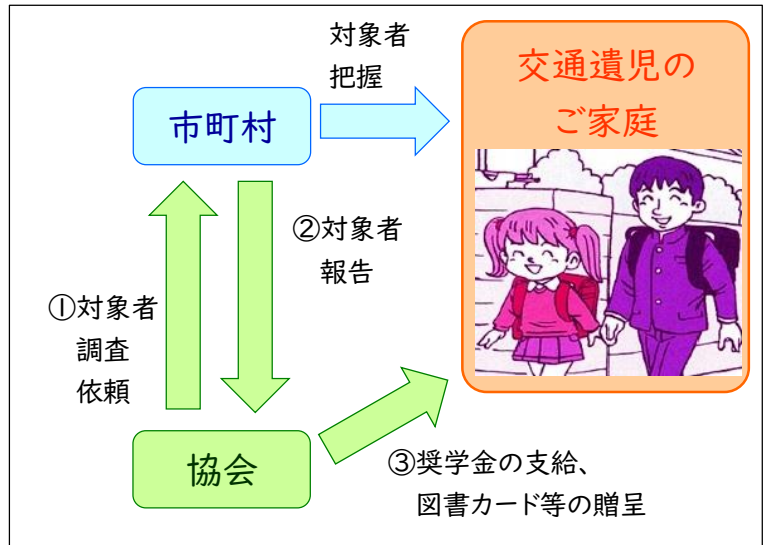
①本協会から各市町村に対し、対象者の調査を依頼(年3回:6月1日現在、11月1日現在、2月1日現在)



②各市町村から対象者の報告



③報告に基づき、対象者へ奨学金を支給、図書カード等を贈呈



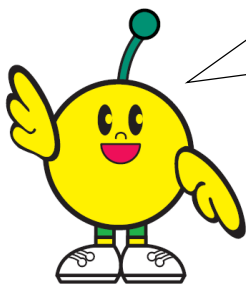
※対象者に漏れがあった場合は、5年間さかのぼって支給・贈呈しています。

事業概要

本協会では、多くのおみなさまからの寄附金を基に、下記の事業を行っております。

事業内容	金額	対象者(県内に住所を有する交通遺児等)	実施時期	備考
奨学金の支給	40,000円	小・中学生	7月	口座振込
	50,000円	高校生		
	70,000円	小学校入学予定者	3月	
	100,000円	中学校入学予定者		
	150,000円	中学校卒業予定者		
	150,000円	高校卒業予定者 ※		
図書カードの贈呈	5,000円分	小学生	12月	各家庭に郵送
	7,000円分	中学生		
	10,000円分	高校生		
	5,000円分	小学校入学予定者	3月	
	10,000円分	中学校入学予定者		
	30,000円分	中学校卒業予定者		
旅行クーポン券の贈呈	50,000円分	小学4年生及び 中学2年生の世帯	7月	各家庭に郵送

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえ、一律5万円の一時金を7月に支給しました。



本協会の事業に返済義務はありません。

キビタン©福島県

<お問い合わせ>

公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会
(事務局:福島県生活交通課内)

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7158 FAX 024-521-7887

電子メール koutsuu@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/koutsuuiii.html>